

国民健康保険ご加入の皆さんへ

人間ドックの料金を一部助成します



申込期間 4月11日(木)～ ※土日、祝日を除く
8時30分～17時15分
受診期間 5月8日(水)～令和7年2月28日(金)
申込方法 電話でお申し込みください。
申込み 市民課 保険年金 G ☎ 73-8015
対象 20歳以上の国民健康保険加入者
 ※国民健康保険税の滞納者を除く。
助成額 各ドック料金の7割(上限2万5,000円)
定員 先着220人

注意点

- ・人間ドックと市民健診(集団・個別)の両方を受診することはできません。
- ・受診日に国民健康保険の資格がない場合、助成は受けられません。
- ・重複および国民健康保険資格喪失後に受診した場合、助成額を返還していただくことがありますので、ご了承ください。

▼ 個人負担金一覧 ※ 助成適用後の金額です

医療機関	性別	1日ドック	2日ドック	脳ドック (特定健診も含む)	1日ドック・ 脳ドック	2日ドック・ 脳ドック	1日ドック・ PET-CT	2日ドック・ PET-CT
済生会病院	男	2万100円	3万8,800円	2万4,500円	5万8,600円	7万7,300円	11万300円	12万9,000円
	女	2万3,400円	4万2,100円		6万1,900円	8万600円	11万3,600円	13万2,300円
春江病院		2万100円	4万500円	1万9,000円	5万3,100円	7万3,500円		
坂井市立三国病院		1万6,910円	3万9,955円	8,801円	4万4,916円	6万7,961円		
福井総合クリニック	男	2万100円			5万100円			
	女	2万3,400円			5万3,400円			
木村病院	男	1万7,900円	4万1,000円					
	女	2万4,500円	4万7,600円					
光陽生協クリニック	男	1万470円	3万4,840円					
	女	2万2,740円	4万7,710円					
福井県労働衛生センター	男	1万9,000円						
	女	2万8,350円						
福井赤十字病院	男	2万100円			5万3,100円			
	女	2万3,400円			5万6,400円			
福井県立病院		2万100円						
松原病院				9,900円				
福井厚生病院		2万650円						

注意

- ・各医療機関の受け入れ人数には限りがあります(先着順)。
- ・事前に市への申し込みがない場合は、助成を受けることはできません。
- ・医療機関によっては、金額が変更となる場合があります。
- ・検診内容は各医療機関によって異なります。詳細は、市のホームページをご覧ください。直接医療機関へお問い合わせください。

入学や就職、転勤などでの住所変更 健康保険の手続きには届出が必要です!

春は転入や転出、就職や退職など、異動の多い季節です。それに伴い、健康保険の手続きも必要となります。次の表に記載の「こんなとき」に該当する場合は、その日から14日以内に必ず届出をしてください!

届け出が遅れるとトラブルの元!

- ▶ 国民健康保険(国保)の保険税をさかのぼって払わなければならないことがあります。
- ▶ 国保の保険税と職場の健康保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。
- ▶ 医療費を全額自己負担しなければならないことがあります。



	こんなとき	持ち物(マイナンバーカードまたは通知カードは必須)
国保に入る	他市町村から転入してきたとき	他市町村の転出証明書、本人確認書類
	職場の健康保険をやめたとき(被扶養者でなくなったとき)	職場の健康保険をやめた証明(被扶養者でない理由の証明書)、本人確認書類
	子どもが生まれたとき	国保の保険証、母子健康手帳
国保をやめる	他市町村へ転出するとき	国保の保険証、本人確認書類
	職場の健康保険に加入したとき	国保の保険証、職場の保険証(未交付の場合は加入を証明するもの)、本人確認書類
	死亡したとき	国保の保険証
その他	住所(市内)・氏名・世帯主の変更	国保の保険証、本人確認書類
	世帯の分離・合併	国保の保険証、本人確認書類
	就学のため、別に住所を定めるとき	国保の保険証、在学証明書または学生証、本人確認書類
	保険証の紛失による再交付	本人確認書類

※ 本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカードなど

学生納付特例制度をご存知ですか?

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。学生で保険料を納付することが困難な場合は「学生納付特例制度」をご利用ください。住所登録地の市町村で申請し、日本年金機構の承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

▶ ご注意ください

この制度は**毎年申請が必要**です。学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。令和5年度にこの制度の承認を受け、引き続き在学予定であることを申し出た人は、3月末に日本年金機構から郵送されるはがき形式の申請書を提出してください。

なお、令和6年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を作成して送付します。福井年金事務所へお問い合わせください。

▶ 追納が可能です

承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば申し出により後払い(追納)できますが、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に納付する場合、当時の保険料に加算額が上乗せされますのでご注意ください。

国民年金 からの お知らせ

問合せ 市民課 ☎ 73-8015
 福井年金事務所 ☎ 23-4518

**年金相談や手続きは
予約相談をご利用ください**

福井年金事務所では、予約制による年金相談を実施しています。電話で予約すると、自分の都合に合わせてスムーズに相談できます。予約なしで訪問した場合、待ち時間が長くなる場合があります。

予約は、相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けています。

▶ 予約相談実施時間

月曜日 8時30分～19時
 火～金曜日 8時30分～17時15分
 第2土曜日 9時30分～16時

▶ 予約時の準備物

基礎年金番号が分かるもの

▶ 年金相談の予約受付専用電話

☎ 0570-05-4890

国民年金保険料は口座振替がお得!

国民年金保険料は毎年見直しが行われ、4月からは月額**1万6,980円**となります。

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます。口座振替を利用すると、金融機関などに行く手間や時間が省け、さらに早割や前納で納付すれば、現金納付よりも保険料が割引されます。

▶ 申込方法

申込書は、市民課や各金融機関、年金事務所にあるほか、日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。各金融機関の窓口、または年金事務所にお申し込みください。年金事務所へは郵送での申し込みもできます。

▶ 準備物

基礎年金番号が分かるもの、運転免許証など本人確認ができるもの、口座振替する通帳、通帳の届出印